

個人市民税の均等割税率の引上げ分について

平成 23 年度から平成 27 年度に実施する防災・減災事業の財源を確保するため、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に限り、個人市民税の均等割の標準税率に 500 円を加算しています。

令和元年度の引上げによる増収分は 6,729 万円となっています。この増収分は平成 23 年度から平成 27 年度に実施した小中学校・文化センターの耐震改修・改築事業や消防ポンプ車の購入、多目的防火貯水槽の設置などの防災・減災事業に対し、借り入れを行った市債の償還額、4億3,144万8千円の財源としています。

森林環境譲与税について

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境譲与税が創設されました。

令和元年度の森林環境譲与税は 9,874 千円で、令和 3 年度から予定されている庁舎建設工事の木材利用分に充てるために庁舎建設基金に積み立てました。

地方消費税交付金の引上げ分について

消費税は、従来の 5%のうち地方消費税として 0.5%が市町村に交付されていましたが、平成 26 年 4 月から、国と地方における社会保障の充実と安定化を図るため、税率が 8%に引き上げられたことに伴い、市町村分として 0.35%が従来分に加えて交付されています。

令和元年度の地方消費税交付金は 45 億 4,415 万 8 千円で、このうち、消費税率引上げ分による増収分は、21 億 316 万 1 千円となっています。

消費税率引上げによる増収分は、社会保障 4 経費その他社会保障施策（社会福祉・社会保険・保健衛生）に要する経費、439 億 2,692 万 2 千円に係る一般財源の一部として活用しています。

なお、税率 10%への引き上げに伴う増収分については、令和 2 年度以降に交付されます。

(単位:千円)

事業名	事業費	特定財源			一般財源		
		国庫支出金	都支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	7,619,194	3,091,651	2,182,365	0	248,175	2,097,003
	高齢者福祉事業	271,632	0	302	11,841	27,460	232,029
	生活保護扶助事業	9,481,952	6,854,102	257,540	0	250,834	2,119,476
	児童福祉事業	15,664,925	4,761,081	4,177,185	717,782	635,880	5,372,997
	母子福祉事業	1,585,898	344,107	585,740	85	69,417	586,549
	小計	34,623,601	15,050,941	7,203,132	729,708	1,231,766	10,408,054
社会保険	国民健康保険	3,120,339	147,544	386,408	0	273,700	2,312,687
	後期高齢者医療	2,350,557	0	288,822	0	218,180	1,843,555
	介護保険	2,298,165	62,710	31,355	0	233,245	1,970,855
	小計	7,769,061	210,254	706,585	0	725,125	6,127,097
保健衛生	疾病予防対策事業	1,449,837	26,478	95,521	18,762	138,531	1,170,545
	医療提供体制確保事業	84,423	0	11,289	0	7,739	65,395
	小計	1,534,260	26,478	106,810	18,762	146,270	1,235,940
合計	43,926,922	15,287,673	8,016,527	748,470	2,103,161	17,771,091	